

川尻村文書「勸業ニ関スル書類」(大正四年)

○ 大正四年二月二十日 加藤八十 水車設置願

水車設置願

- 一、水車設置ノ位置竝ニ利用河川、水路ノ名称
津久井郡川尻村字谷津ヨリ流出スル谷川ノ水ヲ利用シ、津久井郡川尻村字久保沢千八拾九番地ノ三三設置
- 二、水車設置ノ目的竝ニ自家用營業用ノ區別
營業用ニシテ他人ノ穀類ヲ搗挽スルヲ目的トス
- 三、水車ノ輪径及員数
水車 耆輜、但シ輪径二十尺
- 四、据付動力機ノ名称及其員数、箇数又八梓数
万力碓 二個 差渡 一尺八寸ノモノ一箇、一尺二寸ノモノ一個
搗臼 二斗張五個、四斗張三個、計八個
- 五、平面図 別紙ノ通り

右ノ通り設置仕り度候間、御許可被成下度、地主以連署、此段相願候也

大正四年二月二十日

津久井郡川尻村二百九十二番地

願人 加藤八十

全郡全村千八拾九番地

地主 八木穰弼

津久井郡長 熊谷綱助 殿

大正四年十月二十一日、津久井郡指令第二六四号ヲ以テ指令アリ
全月二十三日、指令書、本人ニ交附